(ロ) 典型的な例

① 解雇その他不利益な取扱い（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第六項、第二十三条の二及び第二十三条の三第七項に規定する解雇その他不利益な取扱いをいう。以下同じ。）を示唆するもの

船員が、制度等の利用の申出等をしたい旨を上司に相談したこと、制度等の利用の申出等をしたこと又は制度等の利用をしたことにより、上司が当該船員に対し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること。

②・③ （略）

(ニ) （略）

(ニ) 事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、職場における育児休業等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならないこと。なお、事業主が行う育児休業等を理由とする不利益取扱い（就業環境を害する行為を含む。）については、既に法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第六項、第二十三条の二及び第二十三条の三第七項で禁止されており、こうした不利益取扱いを行わないため、当然に自らの行為の防止に努めることが求められること。

イ～ホ （略）

(四) （略）

十三 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第六項、第二十三条の二及び第二十三条の三第七項の規定による育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、深夜業の制限、妊娠・出産等をしたこと、対象家族が船員の介護を必要とする状況に至ったこと、所定労働時間の短縮措置等若しくは対象措置の申出等若しくは取得等又は意向の聴取により確認された船員の意向の内容を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止に適切に対処するに当たっての事項

育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、深夜業の制限、妊娠・出産等をしたこと、対象家族が船員の介護を必要とする状況に至ったこと、所定労働時間の短縮措置等若しくは対象措置の申出等若しくは取得等（以下「育児休業等の申出等」という。）をした船員又は意向の聴取によりその意向を確認された船員に関する雇用管理を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

(一) 解雇その他不利益な取扱いは、船員が育児休業等の申出等をしたこと又は意向の聴取により確認された船員の意向の内容との間に因果関係がある行為であること。

(二) （略）

イ～ホ （略）

ヘ 船員が希望する期間を超えて、その意に反して深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等又は対象措置を適用すること。

ト～ル （略）

(三) （略）

(ロ) 典型的な例

① 解雇その他不利益な取扱い（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第四項及び第二十三条の二に規定する解雇その他不利益な取扱いをいう。以下同じ。）を示唆するもの

船員が、制度等の利用の申出等をしたい旨を上司に相談したこと、制度等の利用の申出等をしたこと又は制度等の利用をしたことにより、上司が当該船員に対し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること。

②・③ （略）

(ニ) （略）

(ニ) 事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、職場における育児休業等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならないこと。なお、事業主が行う育児休業等を理由とする不利益取扱い（就業環境を害する行為を含む。）については、既に法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第四項及び第二十三条の二で禁止されており、こうした不利益取扱いを行わないため、当然に自らの行為の防止に努めることが求められること。

イ～ホ （略）

(四) （略）

十三 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第四項及び第二十三条の二の規定による育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、深夜業の制限、妊娠・出産等をしたこと、対象家族が船員の介護を必要とする状況に至ったこと又は所定労働時間の短縮措置等の申出等又は取得等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止に適切に対処するに当たっての事項

育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、深夜業の制限、妊娠・出産等をしたこと、対象家族が船員の介護を必要とする状況に至ったこと又は所定労働時間の短縮措置等の申出等又は取得等（以下「育児休業等の申出等」という。）をした船員に関する雇用管理を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

(一) 解雇その他不利益な取扱いは、船員が育児休業等の申出等をしたことの間に因果関係がある行為であること。

(二) （略）

イ～ホ （略）

ヘ 船員が希望する期間を超えて、その意に反して深夜業の制限又は所定労働時間の短縮措置等を適用すること。

ト～ル （略）

(三) （略）